

# 災害対応ガイドライン・ マニュアルの理解

公益社団法人  
広島県社会福祉士会  
百川 晃

# 目次

- 1 ガイドラインとマニュアルの違い
- 2 災害対応ガイドラインとマニュアル作成の経緯
- 3 災害対応ガイドラインの構成
  - (1)社会福祉士会が災害支援を行う際の方針  
(姿勢)
  - (2)災害が起こった時の対応
  - (3)災害に強い社会福祉士会を作り上げるための  
体制整備
- 4 その他

# 1 「ガイドライン」「マニュアル」とは

「ガイドライン」とは  
指標、指針

「マニュアル」とは  
取扱説明書、問題が起こった時の  
対処方法などが記載されている文書

## 2 公益社団法人日本社会福祉士会における 災害対応ガイドライン、マニュアル作成の経緯

- 阪神・淡路大地震を契機に「会として災害発生時に対応するための統一的な指針が必要」となり、2007年に災害対応ガイドラインを作成。
  - 東日本大震災を受け、会として早急にガイドラインの見直しやマニュアルの整備、災害支援コーディネーター養成研修等の検討が必要となった。  
災害支援プロジェクトチームが設置された。
- 2014年5月17日災害対応ガイドラインの改定  
2015年5月16日災害対応マニュアルの制定

### 3 公益社団法人日本社会福祉士会 災害対応ガイドラインの構成

ガイドラインは大きく分けて3つの柱で構成

- (1) 社会福祉士会が災害支援を行う際の方針  
(姿勢)
- (2) 災害が起こった際の対応
- (3) 災害に強い社会福祉士会を創り上げる  
ための体制整備

# (1) 社会福祉士会が災害支援を行う際の方針(姿勢)

# 社会福祉士会の支援の方針

公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領に従い、災害による社会の緊急事態に対して専門職のサービスを提供する際に必要な災害対策の基本を定めることにより、社会の安全に寄与する。

(ガイドライン第1条(目的)より抜粋)

## 支援方針 ガイドライン第3条(支援方針)から抜粋

- (1) ソーシャルワークを基盤とした支援
- (2) 被災地が主体となる支援
- (3) 終了後を見据えた継続的な支援

# 支援方針 ガイドライン第3条(支援方針)から抜粋

## 2 ソーシャルワークを基盤とした支援

- (1) ソーシャルワークの知識や技術を活用した支援
- (2) 多機関協働、多職種連携でのチームアプローチを  
考慮
- (3) 地域における歴史や文化を尊重

## 支援方針 ガイドライン第3条(支援方針)から抜粋

### 3 被災地が主体となる支援

- (1) 被災地では、行政機能の低下や社会資源の需要と供給のバランスが崩壊していることを想定すること
- (2) 行政等との連携に基づくニーズまたは要請に依拠した支援であること
- (3) 被災地が主役となった活動展開を行うこと

## 支援方針 ガイドライン第3条(支援方針)から抜粋

### 4 終了後を見据えた継続的な支援

- (1) 被災地の状況に応じて数か月から数年に及ぶ継続的な支援を念頭に置くこと
- (2) 現地の組織や関係機関の機能が回復する終期を見据えた支援であること

## (2) 災害が起こった時の対応

# ガイドラインにおける災害の定義

ガイドライン第2条(災害の定義)より抜粋

本ガイドラインにおける「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であって、大規模な破壊、死傷者をもたらし、局所的あるいは広範囲にわたって地域社会の崩壊と人々に心理的外傷を引き起こす出来事をいう。

# ガイドラインにおける災害の定義

(災害対応ガイドラインより抜粋)

## 第4条 (支援の内容)

- (1) 被災地及び被災地県外の遠隔地において日常生活の再建を支援するための相談援助と、諸関係機関との連携・調整
- (2) 災害が発生した際に被害の度合いを少なくするための地域支援体制の構築

# ガイドラインにおける災害の定義

(災害対応ガイドラインより抜粋)

## 第4条 (支援の内容)

### (3) 具体的な支援例

- ①被災地の長期にわたる避難所生活や仮設住宅での要支援者把握のための実態調査
- ②地域での生活再建に関するアセスメント、生活ニーズの把握、課題解決に向けた支援
- ③避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等での相談支援、また被災地域住民の代弁者としての支援
- ④地域包括支援センター等への派遣を通じた地域ネットワークの構築支援
- ⑤生活支援相談員等の養成・活動支援
- ⑥スクールソーシャルワーカー等の派遣
- ⑦転居先の支援
- ⑧成年後見制度相談会の開催
- ⑨被災地の社会福祉士の支援

## (2) 災害に強い社会福祉士会を 創り上げるための体制整備

## 災害発生に備えた体制整備 ガイドライン第5条より抜粋

- 1 災害が発生した場合に速やかに初期対応ができるよう  
平時から体制整備のために次のことを行う。
  - (1) 災害時の通信連絡手段の検討
  - (2) 緊急連絡網の作成及び整備
  - (3) 各都道府県社会福祉士会災害対応マニュアル  
策定の支援
  - (4) 災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法  
の確立
  - (5) 行政及び関係機関との連携強化
  - (6) 災害支援コーディネーター人材の養成
  - (7) その他必要な措置及び活動体制に関する事項

## 災害発生に備えた体制整備 ガイドライン第5条より抜粋

2 災害対応ブロック幹事社会福祉士会を以下のブロック毎に置くものとする。

- (1) 北海道ブロック
- (2) 東北ブロック
- (3) 関東甲信越ブロック
- (4) 東海北陸ブロック
- (5) 近畿ブロック
- (6) 中国ブロック
- (7) 四国ブロック
- (8) 九州・沖縄ブロック

## 災害発生に備えた体制整備 ガイドライン第5条より抜粋

- 3 都道府県社会福祉士会の実情に合わせブロック幹事との連絡会議を行うことができる。
- 4 ブロック幹事は、次のことを行いブロック内での体制整備を進めるとともに、本会との連携強化を図る。
  - (1) 定期的な情報交換会の開催
  - (2) ブロック内での災害時の通信連絡手段の検討
  - (3) ブロック内での緊急連絡網の作成及び整備
  - (4) ブロック内各社会福祉士会の災害対応マニュアル策定の支援
  - (5) ブロック内での災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法の確立
  - (6) ブロック内での自治体及び関係機関との連携強化
  - (7) その他必要な措置及び活動体制に関する事項

## 災害発生に備えた体制整備 ガイドライン第5条より抜粋

- 5 医療や保健分野等との連携を視野に入れ、平常時から自治体及び各種支援団体と関りを持ち、日々の活動の中でネットワークを構築し、体制整備のために次のことを行う。
  - (1) 県士会の災害担当理事の配置
  - (2) 災害対応委員会等の組織の設置・運営
  - (3) 災害時対応に備えた予算の確保の検討
  - (4) 災害対応マニュアルの策定
  - (5) 災害支援活動者の養成・登録
  - (6) 県士会会員が所属する職場への啓発
  - (7) 福祉避難所の指定状況の確認及び福祉避難所指定の働きかけ
  - (8) 災害福祉支援ネットワークへの参画等、自治体及び各種団体との連携・協働

## 災害対策本部の設置 ガイドライン第6条より抜粋

- 1 災害が発生した際は、本会会長・副会長で協議を行い、本会災害対策本部の設置等について判断する。
- 2 設置の判断基準
- 3 災害対策本部長(→本会会長)
- 4 災害対策本部の構成員
- 5 災害対策本部の設置場所
- 6 災害対策本部の実務者

## 災害対策本部の設置 ガイドライン第6条より抜粋

7 災害対策本部は、災害発生より、(1)から(2)を一週間以内、(3)から(5)については1か月以内を目途に行う。

- (1) 被災状況の情報収集
- (2) 災害対策本部は活動資金の予算措置を協議
- (3) 被災地の状況とニーズを把握したうえで次の項目について計画策定
  - ①支援活動内容(支援の方法、支援の対象者等)
  - ②支援開始時期及び支援期間
  - ③支援対象地域、活動拠点の確定
  - ④宿泊先
  - ⑤全国の個人会員への協力要請の必要性の有無
  - ⑥保険、事故時対応
  - ⑦その他必要な対応

## 災害対策本部の設置 ガイドライン第6条より抜粋

7 災害対策本部は、災害発生より、(1)から(2)を一週間以内、(3)から(5)については1か月以内を目途に行う。

(4) 被災県士会及び被災地区のブロック幹事と協議  
のうえ、必要に応じ被災地外の件司会に協力を依頼

(5) 災害支援活動方針及び計画の広報

## 災害の局面に応じた対応 ガイドライン第7条より抜粋

1 時間の経過とともに変化する災害の局面を考慮し、以下の期間を目安に支援活動を行う。

- (1) 災害発生に備えた体制整備 災害発生までに
- (2) 災害発生時の初期対応 1週間～1か月
- (3) 応急支援活動 1か月～3か月
- (4) 復旧・復興支援活動 3か月～状況に応じ

## 災害の局面に応じた対応 ガイドライン第7条より抜粋

2 初期対応期には、被災直後の混乱・安全の欠乏に対する市民の安否確認や安全確保を図り二次災害を防止することを目的に次の活動を主とする。

- (1) 災害状況等の情報収集と災害支援活動  
計画の立案
- (2) 厚生労働省及び被災地自治体等への支援  
協力の申し入れ

## 災害の局面に応じた対応 ガイドライン第7条より抜粋

3 応急支援活動期には、災害のダメージを受けた状態から常態に戻すために必要な支援の充実を図ることを目的に、次の活動を主とする。

- (1) 被災自治体等との協議及び連携
- (2) 避難所及び福祉避難所等での生活ニーズの把握と支援活動の開始
- (3) 支援活動状況の把握と活動内容の分析
- (4) 支援活動の広報

## 災害の局面に応じた対応 ガイドライン第7条より抜粋

4 復旧・復興支援活動期には、被災者の生活基盤、被災地域の社会基盤を可能な限り回復させることを目的に次の活動を主とする。

- (1) 被災自治体等との連携
- (2) 被災者及び被災地域のニーズ把握と支援
- (3) 被災地自治体等への復興支援策等の提案・助言

## 派遣にかかわる災害発生後の動き ガイドライン第8条より抜粋

- 1 支援は、本会災害対策本部と被災県士会及び被災地区のブロック幹事が協議のうえ決定し、次の3段階の体制を構築する。ただし、災害状況等の変化により、柔軟に体制を変更する。
  - (1) [第1段階]被災県士会による体制の構築を基本とした被災県士会による支援調整
  - (2) [第2段階]被災地区の災害対応ブロック内社会福祉士会による応援体制の構築を基本とし、被災地区のブロック幹事による支援調整
  - (3) [第3段階]全国の社会福祉士会による応援体制の構築を基本とし、本会による支援調整

## 派遣にかかわる災害発生後の動き ガイドライン第8条より抜粋

2 県士会会員の被災県士会への派遣に関する役割は次のとおりとする。

(1) 本会の役割

- ①被災県士会との協議、連絡調整
- ②被災地区のブロック幹事との協議、連絡調整
- ③被災地外県士会へ会員派遣の要請
- ④活動拠点と宿泊先の確保・調整
- ⑤県士会との派遣調整・報告、情報共有

## 派遣にかかわる災害発生後の動き ガイドライン第8条より抜粋

### (2) 被災地区のブロック幹事の役割

- ① 本会との協議、連絡調整
- ② 被災県士会との協議、連絡調整
- ③ ブロック内の県士会との派遣調整・報告、  
情報共有
- ④ 被災県士会の支援活動を行った会員の報告

## 派遣にかかわる災害発生後の動き ガイドライン第8条より抜粋

### (3) 会員を派遣する県士会の役割

- ① 本会または被災地区のブロック幹事との協議、連絡調整
- ② 会員からの活動報告の受領
- ③ 支援活動及び目的等を共有するためのオリエンテーション並びに報告会の実施
- ④ 本会または被災地区のブロック幹事へ支援活動を行った会員の報告
- ⑤ 会員に向けた情報発信

## 派遣にかかわる災害発生後の動き ガイドライン第8条より抜粋

- (4) 被災地県士会の役割(可能な限り行うものとする)
  - ① 支援受け入れ態勢の整備
  - ② 支援活動者の支援

# 避難者の受け入れにかかわる災害発生後の動き

ガイドライン第9条より抜粋

被災地から避難者を受け入れている都道府県において、当該避難者の支援が可能な県士会は次のことを行う。

- (1) 避難者を受け入れている自治体へ社会福祉士会として支援が可能である旨の申し入れ
- (2) 避難者への支援
  - ①避難所運営の支援
  - ②避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等での相談支援
  - ③避難者交流の支援
  - ④スクールソーシャルワーカー等の派遣
  - ⑤転居先の支援
  - ⑥成年後見制度相談会の開催
  - ⑦その他必要な支援

## 災害時の情報の取扱・共有と発信 ガイドライン第10条より抜粋

- 1 本会及び県士会相互において、可能なかぎり文書で伝達するが、やむを得ず口頭のみでやり取りする場合は、情報伝達の行き違いをなくすため、情報の受け手側は復唱し確認する。支援終了後の評価・検証の資料とするため、記録は残すこととする。
- 2 災害支援活動時において得られる個人情報とは、関係法令及び本会倫理綱領並びに行動規範に基づき、安全かつ厳密に管理し、また、それらは活動先に帰属するものとして、適切に取り扱う。

## 災害時の情報の取扱・共有と発信 ガイドライン第10条より抜粋

- 3 本会、被災県士会、被災地区のブロック幹事及び派遣側の県士会は情報の共有と発信のため次のことを行う。
  - (1) 本会、被災県士会、被災地区のブロック幹事及び派遣側の県士会は、支援ニーズや支援方針、支援状況のモニタリング及び活動評価等について、情報の共有を図ること。
  - (2) 本会、派遣側の県士会は、派遣・登録している支援者情報の共有を図ること。
  - (3) 本会は、災害支援等に関する情報を会員等にホームページや広報誌等を通じて発信すること。

## マスコミへの対応

ガイドライン第11条より抜粋

マスコミ対応への指示は、本会本部長もしくは代行者が行う。

## 支援の終結

ガイドライン第12条より抜粋

支援活動の主体は、活動の終結時期等の決定にあたっては、活動先の関係機関と十分協議することとする。  
なお、支援の終了による影響を避けるため、被災県士会は終結後も必要に応じて、可能な限り継続的な相談・支援にあたるものとする。

## 支援の評価

ガイドライン第13条より抜粋

本会災害対策本部等の災害対応における分析を行うとともに、災害支援の実践活動を総合的に振り返り、将来に発生が予想される災害対応に結び付けるための対策を講ずる。

## 改廃

ガイドライン第14条より抜粋

このガイドラインを改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。